

## 令和3年第1回大洗町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和3年3月8日（月曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 議案第 2号 令和3年度大洗町一般会計予算  
議案第 3号 令和3年度大洗町国民健康保険特別会計予算  
議案第 4号 令和3年度大洗町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 5号 令和3年度大洗町介護保険特別会計予算  
議案第 6号 令和3年度大洗町公共下水道事業特別会計予算  
議案第 7号 令和3年度大洗町地方卸売市場事業特別会計予算  
議案第 8号 令和3年度大洗町営公園墓地事業特別会計予算  
議案第 9号 令和3年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計予算  
議案第 10号 令和3年度大洗町水道事業会計予算
- 日程第 6 議案第 11号 行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例  
議案第 12号 大洗町課設置条例の一部を改正する条例  
議案第 13号 大洗町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 14号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 15号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
議案第 16号 大洗町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例  
議案第 17号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例  
議案第 18号 大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 19号 大洗町営公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 20号 大洗町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 21号 大洗町地区集会所の指定管理者の指定について  
議案第 22号 大洗町農業会館の指定管理者の指定について

- 議案第 2 3 号 大洗町松川交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 議案第 2 4 号 大洗町勘十堀係船場の指定管理者の指定について
- 議案第 2 5 号 大洗町健康福祉センター（健康増進施設）の指定管理者の指定について
- 議案第 2 6 号 大洗町健康福祉センター（福祉施設）の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 2 7 号 令和 2 年度大洗町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 2 8 号 令和 2 年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 9 号 令和 2 年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 0 号 令和 2 年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 3 1 号 令和 2 年度大洗町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 発議第 1 号 大洗町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 9 選挙第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 1 0 報告第 1 号 令和 3 年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について
- 日程第 1 1 寄附の受入れについて
- 日程第 1 2 休会の件

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	齊藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	渡邊澄人	総務課長	清宮和之
税務課長	五上裕啓	住民課長	本城正幸
福祉課長	小林美弥	こども課長	小沼正人
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	磯崎宗久
都市建設課長	津幡紀昭	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防長	内藤彰博	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。会議開催に当たり、申し上げます。

今定例議会は、コロナウイルスの感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および拡大防止のため、マスク着用にて出席をいたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるようお願いいたします。

---

### ◎賞状の伝達

○議長（小沼正男君） 会議に先立ちまして、感謝状の伝達を行います。

ここで本席を副議長と交代いたします。

○副議長（勝村勝一君） それでは、去る2月9日に小沼正男議員が関東町村議会議長会の理事として、関東町村議会の発展に寄与されたことで、関東町村議会議長会より表彰状を授与されました。

ただいまよりこれを伝達いたします。

小沼正男議員、前へお願いいたします。

〔表彰状伝達〕

○副議長（勝村勝一君） ここで本席を議長と席を交代いたします。

○議長（小沼正男君） 続きまして、2月16日に、勝村勝一議員が議員在職20年以上、今村和章議員が議員在職12年以上の功績により、全国町村議会議長会より表彰を受けられました。

また、今村和章議員につきましては、2月9日に関東町村議会議長会の副会長として、関東町村議会の発展に寄与されたことで、関東町村議会議長会より表彰状を授与されました。

ただいまより、改めまして表彰いたします。

それでは勝村勝一議員、今村和章議員、前へお進みください。

〔表彰状伝達〕

○議長（小沼正男君） ここで國井町長より祝辞をいただきます。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 皆さん、改めましておはようございます。

コロナ禍の大変厳しい環境下のなかではありますが、議会定例会前に、こうしてお祝いのセレモニーができますこと、議会の皆様方はもとより、行政にとりましても大変うれしい出来事でありませぬ。

小沼正男議長、勝村勝一副議長、今村和章議員、お三方に対し、心からお祝いを申し上げる次第でございます。本当におめでとうございます。

これからコロナ対策に万全の対応をしていかなければなりませんし、折しも3月11日は震災から10年目を迎えることとなります。当然にして安心・安全なまちづくり、行政の喫緊の課題として、

永遠のテーマとして、しっかりと防災体制、町民の命を守り、そして生活を守り、さらには生命と財産を守るという行政の最大の責務をしっかりと果たしていかなければなりません。

議員の皆様方、お三方の議員の皆さん方におかれましては、これまでの経験を生かされ、さらに一層議員活動に邁進されることによって、我々に対しましても温かいご指導、そしてご支援のほどをお願いするものであります。

お三方のさらなるご活躍、飛躍を心からご祈念を申し上げまして、お祝いのご挨拶にかえます。本日は本当におめでとうございます。

○議長（小沼正男君） ここで表彰状を授与されました勝村勝一議員より謝辞をいただきます。

〔勝村勝一議員 登壇〕

○勝村勝一議員 おはようございます。それでは、一言謝辞を述べさせていただきます。

早いもので20年過ぎました。大変な時代を10年前に東日本大震災がありましたけども、ここまでこれました。いろいろありましたけども、國井町長とは3期あまり一緒にやらせていただきました。非常に勉強になりました。いろんなどこに一緒に視察に行つて、今があるのかなと思つてますし、今後、大洗町発展と町民のために全力でこの身を投じて、コロナ禍ですけども頑張っていきたいと思つてます。

早いもので、もう古希になりました。この中で一番長老ということで、まだまだ体力には自信ありますけども、全力で粉骨砕身、町民の福祉向上並びに町の発展のために全力で頑張っていきたいと思つますので、皆様宜しくお願ひしたいと思つます。

ちょっと涙ぐみましたが、20年を振り返つて大変な時代をきたかなと思つてます。大先輩、大分亡くなりましたけども、大先輩にもいろいろお世話になつて、いろんなことを教わりました。今後とも若い議員の皆さん、大洗のために宜しくお願ひしたいと思つます。新しい町長になりましたので、新しい町政ができると思つますので、今後とも町長を支えて議会共々頑張っていきたいと思つますので、宜しくお願ひいたします。

簡単ではございますけども、謝辞とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（小沼正男君） 続きまして、今村和章議員より謝辞をいただきます。

〔今村和章議員 登壇〕

○今村和章議員 改めまして、おはようございます。

ただいまは國井町長よりお祝いのお言葉いただきまして誠にありがとうございました。

私自身、この表彰をいただけたのもですね、私自身だけの力じゃなくてですね、議員の皆さん、そして執行部の皆さんの協力があつたと常々思つております。今後とも町民の安心・安全、そして福祉向上のために努めてまいります。ご協力、そしてまた一緒に共に頑張っていきたいと思つます。宜しくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（小沼正男君） 最後に、私のほうから謝辞を述べさせていただきます。

〔小沼正男議員 登壇〕

○小沼正男議員 改めまして、おはようございます。

また、國井町長におかれましては、祝辞をいただきまして誠にありがとうございます。

私が町村会に行きまして、皆さんも御存じのように、今コロナ禍の中で本当に何もできなかったというのが非常に残念な思いであります。

先ほど表彰状をいただきました今村議員が前会長としてやっておりましたので、私もその流れでやっていきたいというふうに思っておりましたので、そういうところで今回、表彰状をいただくことになりました。

本当に私まだ議員生活も短いなかではありますけれども、皆様方の支えによりましてここまでやってることができました。先ほど言いましたように、このコロナ禍ではあります、私もできることはやっていきたいなというふうに思っておりますので、今後とも皆様方、よろしくお願ひしたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

○議長（小沼正男君） 表彰をされました勝村勝一議員、今村和章議員の益々のご活躍をご祈念申し上げまして、以上をもちまして、表彰状の授与を終わります。

---

開会 午前 9時44分

#### ◎開会および開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和3年第1回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、7番 飯田英樹君、8番 今村和章君を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） この際、諸般の報告をいたします。

昨年11月30日、本年1月28日、2月26日、議会全員協議会を開催いたしました。

1月20日、2月8日、総務常任委員会を開催いたしました。

昨年12月3日、本年1月20日、2月19日、議会運営委員会を開催いたしました。

昨年12月3日、12月14日、本年1月13日、1月18日、議会広報編集委員会を開催いたしました。

監査委員から、令和2年11月から令和3年1月までの現金出納検査の報告がありましたので、その写

しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付しました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎会期の決定

○議長（小沼正男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月19日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定いたしました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第3、議案第1号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第1号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

2月5日付けにて専決処分いたしました令和2年度大洗町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,671万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億8,754万3,000円とするものであります。

6ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

総務費の地域づくり総務費につきましては、ふるさと納税事業におきまして、昨年末から返礼品やふるさと納税サイトの拡充に取り組み、当初見込んでいた金額を上回る寄附をいただいたため、寄附者への返礼品や基金への積立金など、合わせて4,303万円を追加計上するものでございます。

衛生費の予防費につきましては、今回の補正予算の議案にも計上させていただいておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして、ワクチン接種態勢を整えるために必要な経費、システム改修委託料や国とのワクチン接種に係る情報伝達・共有を行うための専用システムV-SYS用パソコン借上料など、合わせて368万2,000円を追加計上するものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金で賄われます。

4ページへお戻り願います。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金368万2,000円、寄附金4,000万円、繰越金303万円を追加、歳入歳出それぞれ4,671万2,000円を追加するものであります。

以上、議案第1号令和2年度大洗町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項本文の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第1号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎施政方針および議案第2号ないし議案第10号の上程、説明

○議長（小沼正男君） 日程第4、令和3年度施政方針および日程第5、議案第2号から議案第10号まで、令和3年度大洗町一般会計予算および特別会計予算8件を一括して議題といたします。

これより令和3年度施政方針に関する説明および一般会計予算、特別会計予算について提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 令和3年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご参会を賜り、令和3年度当初予算案をはじめ町政の重要課題につきましてご審議いただけますことに深く感謝御礼申し上げます。

本定例会においてご審議いただく諸議案の説明に先立ち、令和3年度の町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

昨年1月より国内での感染が始まった新型コロナウイルス感染症は、世界中で猛威を振るい、当町においても昨日までに22人の感染者が出ております。ここに、罹患された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、最前線で使命感を持って治療に当たっていらっしゃる医療従事者の方々をはじめ感染防止にご尽力いただいている全ての皆様に、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

当該感染症は、経済に深刻なダメージを与えており、特に昨年、緊急事態宣言が発せられた際の4

月から6月期のGDPは、年率換算でマイナス29.2%と、記録的なマイナス成長となりました。加えて、2回目の緊急事態宣言によって、さらに大きな影響が出ているところであります。

緊急事態宣言等による感染対策は、人の流れを抑制してしまうため、観光を主要産業とする当町における影響は計り知れず、今後の経済見通しは、当面深刻な状況が続いていくものと思われ、町としても機動的で適時適切な感染症対策並びに経済対策を実施していく必要があることは言うまでもなく、可能な限りの対策を講じてまいりたいと考えております。

令和3年度当初予算の基本的方針であります。本町においては、世界的に困難な状況のなかでも、私の公約である「幸せ無限大、不幸ゼロのまちづくり」を推進していくため、町民の命と生活を守り、安心・安全を確保するとともに、将来にわたって活力ある地域社会として持続させていくため、ポストコロナを見据えた地域経済の振興と発展を強める取り組みを進めてまいります。

予算編成に当たっては、コロナ禍による景気の低迷などから町の税収が大きく減収するとの予測から、地方交付税等地方財政対策が増えることを考慮しても、財源不足となることを見込まれていました。また、財政調整基金をはじめとする各種基金の残高も残り少ない状況であったことから、一般財源を令和2年度当初予算程度に調整しても、必要な事業の計上が危ぶまれるところでした。

しかし、昨年末から本格始動したふるさと納税による増収分を活用できたことで、必要な歳出に見合うだけの予算を確保することができました。寄附をしてくださった皆様、返礼品の提供に協力してくださった事業者の皆様に、この場を借りて改めてお礼申し上げます。

次に、令和3年度の主な施策について申し上げます。

「不幸ゼロ」の社会を目指すには、町民の命を守ることを最優先に、子どもから高齢者まで日々不安のない生活が送れ、将来に夢が持てる「安心・安全な希望にあふれるまち」を基本方針の一番目に据えました。

喫緊の課題は、やはり新型コロナウイルス感染症対策です。既に2月8日より「新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチーム」を立ち上げ、2月5日付け専決予算および補正予算（第8号）において所要の経費を計上させていただきました。現在、ワクチン接種に向けた準備を進めておりますので、できる限り速やかに対応ができるよう、国・県と連携しながら進めてまいります。また、最前線に立たされる救急隊職員向けの感染対策事業や町民の生活を支援する水道料金減免事業、町民の生活支援と事業者の復興を併せて実施するプレミアム付き商品券発行事業等につきましても、早期の執行を見込んで取り組んでまいります。

折しも、今週の3月11日は東日本大震災からちょうど10年目を迎えます。あの災禍を忘れず、町民の命を守るため、ソフト・ハードの両面からの防災対策に力を入れてまいります。

まず、「防災集団移転促進事業」についてであります。

涸沼川沿いの堀割や五反田地区周辺の住宅地においては、昭和63年・平成10年の那珂川洪水はもとより、令和元年の台風19号において床上・床下浸水の被害が生じたことは記憶に新しいところです。

これまで河川管理者である国土交通省に対し、堤防整備について要望してまいりましたが、いま

だに事業化の目途が立っておりません。

そこで、町民の命を災害から守ることを最優先と考え、国の「防災集団移転促進事業」を活用して、浸水区域にある住宅を、より安全な地域へ移転させる事業に着手してまいります。この事業は、町が実施主体となり、浸水区域にある土地の買収や家屋の補償を行い、安全な地域に移転していただくものです。議会定例会開会中ではございますが、3月12日および13日に対象地域の方々に説明会を実施するなど、まずは町の考え方や当事業について丁寧に説明した上で、皆様のご意見をしっかりと伺いながら、できるだけ早期の事業着手を目指してまいります。

また、今後懸念される災害の激甚化や昨今の町の状況等を踏まえた大洗町地域防災計画の見直しや、令和3年度の完成を見込む防災行政無線のデジタル化、土砂災害警戒区域の標識設置についても取り組んでまいります。さらには、万が一の原子力災害に備え、避難計画の策定も行うなど、総合的な防災・減災対策を進めてまいります。

併せて、消防体制の充実化に取り組み、住宅用火災警報器の設置・取り替えなど住宅防火の推進のほか、防火対象物等への立入検査や消防訓練を行い、火災予防活動に努めてまいります。

また、消防団活動の充実に向けて、団員数の見直しも含めた消防団の在り方検討を進めるとともに、消防ポンプ自動車を計画的に更新し、引き続き団員確保にも努めてまいります。さらには、消防・水防活動訓練を定期的に行い、技術の向上を目指しながら、消防署との緊密な連携のもと消防力の強化を図ってまいります。

次に町民の命を守る上で欠かすことのできない、救急・医療・福祉に係る取り組みの充実についてであります。

救急業務については、近隣医療機関との連携強化や救急救命士の計画的養成等に引き続き取り組むとともに、町内救急指定病院の維持に向けて支援を行うなど、救急体制の充実・維持を確保してまいります。また、救命率の向上を図るため、町内各事業所や町民向けに救命講習会を開催し、心肺蘇生法を含む応急手当の知識・技術の普及に努めるとともに、救急車の適正利用の啓発を行うなど、救急救命に関する住民意識の向上を図ってまいります。

併せて、医療福祉制度による医療費助成については、引き続き、町独自に高校生までの医療費と入院時食事代の自己負担を完全無料化とし、医療機関受診の際の経済的負担の軽減を図ってまいります。

病気予防の見地からも、季節性インフルエンザ予防接種に要する費用の一部助成の対象者を、満1歳から高校3年生の年齢に相当する方々に拡大するとともに、成人の総合健診やがん検診等の受診率の向上に向けた取り組みや、適塩運動による食生活改善の推進や、歩いたカード表彰事業などを通じて、町民の健康づくりを支援してまいります。

特に高齢者については、長期にわたるコロナ禍の外出自粛要請が、身体や認知機能に影響を及ぼすことが懸念されることから、制約がある中でも可能な範囲で高齢者が健康を維持できるよう、予防介護に努める施策や生活支援対策を継続してまいります。

一方、障がい者福祉については、障がいのある方が地域で自立して暮らしていけるよう、行政と

医療機関や関係施設が連携した地域包括ケアシステムの構築を目指し、日々の暮らしを支援する拠点づくりに努めてまいりますとともに、認知症等を有する方の成年後見制度の利用を促進してまいります。

続いて、町民が安心して快適な生活を送るための環境づくりについての取り組みであります。

ごみ焼却施設につきましては、現有施設の老朽化が著しいことから、新たな施設の整備に向けて、銚田市と共同でごみ処理施設を整備・運営していくための新たな一部事務組合「銚田・大洗広域事務組合」を4月に立ち上げることといたしました。銚田市と連携し効率的なごみ処理を目指した協議を進めてまいります。

一方、ごみ収集経費の増加や受益者負担の公平性の観点から、令和4年4月より町指定のごみ袋等の価格を値上げ改定することといたしました。町民の皆様にご負担をお願いするのは申し訳ない限りですが、ご理解をいただきますよう、この場を借りて改めてお願い申し上げます。

循環型社会の構築および資源・エネルギーの消費抑制や再利用を促進するため、新たにリース方式の導入による街路灯や町内施設のLED化の促進や住宅用太陽光発電システムへの助成等地球温暖化対策について推進していくとともに、身近なごみの分別や資源ごみのリサイクル、食品ロスの削減などのごみ減量化の普及啓発に努めてまいります。

二つ目の基本方針「本格的で新しい観光のまち」です。

当町は県内一の観光入込み客数を誇る観光の町です。しかし、去年は新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊事業者等が大きな打撃を受けたところで、改めて観光業とその関連産業の町内に占める重さを実感したところです。現下の状況からV字回復を果たし、訪れるたびに感動を覚える、ハイグレードで満足度の高い「観光立町」を目指してまいります。

本町は「観光の町」でありながら、観光案内やお土産物等の販売、飲食を行う観光の総合的拠点が不足していることから、新たに道の駅設置を目指した取り組みを開始してまいります。令和3年度においては、設置場所や運営方法等について検討を進めるとともに、国の補助金を活用し、再生可能エネルギーを活用した持続可能な道の駅運営についても検討してまいります。

また、昨年大洗駅舎隣接地に整備いたしました大洗町観光情報交流センター「うみまちテラス」において、観光案内やレンタサイクル等観光コンシェルジュによるきめ細やかなサービスの提供に努め、鉄道利用客をはじめとした観光拠点として事業を展開してまいります。

観光客は市町村域を超えて周遊していくことが想定されることから、周辺市町村と連携して観光事業を盛り上げていくことが重要です。「ひたちなか・大洗リゾート構想」関連事業につきましては、両市町の特産品を活用したグルメ開発や都内等でのPR活動を行うなど、県およびひたちなか市と連携を強めながら、より魅力ある観光地域の創生に向けて取り組んでまいります。

昨年より県および本町を含む7市町村等で構成する「大洗・ひたち海浜シーサイドルート利活用推進協議会」が発足したほか、大洗鹿島線沿線市町会議が中心となって大洗鹿島線でのサイクリングトレイル実証実験が実施されるなど、市町村の垣根を越えた地域を自転車で巡り、自然や食などの魅力を体験するサイクリズムが注目されています。本町としても県や近隣市町村との連携を深め、

サイクルツーリズムの町内への浸透と更なる振興に努めてまいります。

一方、近年、海水浴離れが進み、来場者が伸び悩んでいることから、事業の選択と集中を図るため、今夏より大洗海岸エリアの海水浴場開設は行わず、大洗サンビーチ海水浴場のみの開設とすることといたしました。サンビーチ開設に当たりましては、安全対策に万全を期すとともに、環境美化活動やバリアフリー環境の充実に努め、引き続きユニバーサルビーチとして持続可能で魅力ある事業の展開を推進してまいります。

加えて、海水浴シーズン以外の活用につきましても、昨年観光協会が実施した「砂浜図書館」が国内外で注目された実績を踏まえ、四季型の観光地に向けた有効かつ話題性のある取り組みが図られるよう、観光協会と連携して進めてまいります。また、大洗サンビーチキャンプ場につきましても、昨今のアウトドア・キャンプブームにより、更なる利用増を見込み、施設整備や利便性の向上を図るなど、新たなニーズに即した取り組みを強めてまいります。

観光イベントの開催については、新型コロナウイルス感染症の収束が先行不透明な中ではありますが、感染拡大防止ガイドラインの遵守徹底を図るなど、国・県の方針を踏まえた上で、ウィズコロナ時代におけるイベント開催の在り方を検討し、開催に向けて進めてまいります。そして、絶景スポットやグルメなどを対象としたフォトコンテストも開催し、観光素材用写真の収集を図り、インスタグラム等SNSを最大限活用し、大洗町の魅力を国内外に広めてまいります。

次に観光の町としてふさわしい基盤整備についてでございます。

毎年、観光シーズンには町内で著しい渋滞が発生するなど、観光客の増加は居住者の生活に大きく影響を与える場合があります。公共交通や道路の基盤整備をしっかりと行い、観光客と地元の生活者双方の利便性を向上させてまいります。

大きな荷物を持った観光客の方にとっても、階段の昇降が困難な方々にとっても利用がしやすいよう、鹿島臨海鉄道株式会社が行う大洗駅構内のエレベーター設置等バリアフリー化事業を支援してまいります。さらには、循環バスや路線バスの維持を図る一方、観光客と町民双方の足となる町内公共交通の将来の在り方について、本格的な検討を進めてまいります。

町道の整備につきましては、国の交付金を活用して都市計画道路関根祝町線等の整備について早期開通を目指して進めるほか、涸沼川を渡り国道245号に接続する都市計画道路吉沼磯浜線の未着手区間の整備については、町で概略設計を実施し、涸沼川を渡る橋の延長や事業費など具体的な整備のイメージを国・県に伝えながら事業化を働きかけてまいります。

上水道については、水道事業会計の経営状況は非常に厳しいところですが、国の交付金を活用して老朽化した水道管を計画的に更新し、安全で安心な水の安定供給を図るとともに、水道事業の経営安定化に努めてまいります。

下水道についても、事業計画に基づき、公共下水道の普及を進めるため、枝線の管渠工事に引き続き取り組んでまいります。

なお、現在の下水道事業計画区域は309.7ヘクタールで、接続率は令和2年3月現在で65.8%であります。供用開始区域内の未接続住宅の解消へ向けて、戸別訪問等による接続促進に向けた取り組み

を強化してまいります。

三つ目の基本方針、「起業や移住に魅力あるまち」についてであります。

大洗町に移住・定着してもらうには、生活する上でも仕事をする上でも快適なまちであることが必要です。特に最近ではテレワークの浸透で地方移住が脚光を浴びており、そういった層を取り込むには、最低限、町内のIT化や行政サービスの電子化が整っていることが必要です。しかし、現況は、他市町村と比べて整備が進んでいるとは言えません。「訪れてよし、働いてなおよし、住んでさらによし」と思われるまちづくりを目指してまいります。

「いつでも、どこでも、誰でも」町のサービスが利用できる環境を整えるため、住民票等のコンビニ交付ができるシステムの構築を行います。なお、コンビニが近くにない夏海・松川地区では、郵便局等での交付が受けられるよう協議を進めてまいります。

中央公民館の図書室については、これまで全て紙管理による貸し出しを行っておりましたが、図書管理システムを導入し、インターネットを通じた予約等が可能な体制を構築するなど、コロナ感染症対策として密を避けることにもつなげてまいります。

また、Wi-Fi環境の充実、住民のみならず観光客の利便性も向上することから、当役場内のWi-Fi環境を整備し、コロナ感染症対策で一般的となったリモート会議等に庁舎内のどこでも対応できるようにいたします。

こういったIT環境の整備を進めるほか、町内に移住したい、新たに起業したい、お店を開きたいという方々のために、空き家等対策補助や空き店舗等活用支援事業についても利用促進を図るとともに、創業セミナーの開催等も支援してまいります。

更には、定住促進奨励金により町内での住宅取得のきっかけを提供するほか、茨城県と連携し、東京圏から移住して就職または起業する方々に対して移住支援金を支給するなど、町内への移住・UIJターンに向けたインセンティブについても引き続き活用してまいります。

四つ目の基本方針は「人を守り育てるまち」であります。

人口減少を抑制し、地域の活力を維持していくためにも、安心して結婚、出産、子育てができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するとともに、子どもが個性や能力を発揮し、生き生きと活躍できる子育て・教育環境を作っていくことが重要です。加えて、将来を担う子どもたちには、ICT教育および英語教育が不可欠であることから、特に力を入れてまいります。

子育て支援については、不妊治療費や妊婦健康診査受診料、産婦健康診査受診料の助成等の経済的支援を引き続き行うとともに、育児相談や保健師や助産師による家庭訪問事業、「大洗町子育て世代包括支援センター『ほっと』」における保健師や助産師による親子への支援など、引き続き相談・支援体制の強化を図ることで、妊娠から出産・育児までの切れ目のない施策の充実・強化に努めてまいります。

保育事業については、一昨年10月から開始された幼児教育・保育の利用料無償化制度において、対象とならない世帯に対する町独自の保育料軽減策を継続するとともに、年間を通して待機児童を

出さないよう、保育の充実に努めながら、民間保育施設において看護師を配置する病児保育事業や少人数を対象にした小規模保育事業に対する補助など、保育ニーズへのきめ細かい対応を図ってまいります。

なお、保育施設については、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言下においても原則開園するなど、感染リスクを負いながら、使命感をもって保育サービスを提供してきたことから、保育従事者に対し、慰労金を支給いたします。

次に、学校教育につきましては、本町の強みである隣接・併設型の教育環境を生かし、9年間を見通した小中連携教育の更なる充実を図ってまいります。

ティームティーチングを行う非常勤講師を配置するなど、教育指導体制を充実するとともに、GIGAスクール事業で整備している1人1台端末の環境において、子どもたち一人ひとりの学習状況に応じた効果的な学習や問題解決に向けた対話的・協働的な学びを実現するため、ICT機器を活用した授業を専門的人材による助言等も踏まえながら実施し、子どもたちの資質・能力の育成に努めてまいります。

また、学びの姿勢づくり事業として実施している「放課後チャレンジ教室」や「夏休みチャレンジ教室」を継続し、学習の習慣化と学力向上に取り組むとともに、「サイエンスカレッジ」による理科・科学教育の振興や「放課後英語教室」「英語検定料助成事業」を展開し、英語教育の充実を図ってまいります。

北海道洋上体験学習や友好都市等との交流事業により、参加する児童・生徒の体験教育のみならず、高校生会の活動を積極的に支援し、将来の大洗を、ひいては日本・世界の未来を担う人材の育成を目指し、人間教育にも力を入れてまいります。

一方、子育て世帯の負担を軽減するため、小学生を有する家庭向けには、第3子以降の入学時に支給する「浜っ子すこやか報奨金」や、入学時におけるランドセル購入費用の一部補助、小学生から中学生に複数子どもがいる世帯への給食費補助を行うとともに、高校生・大学生向けには「大洗町奨学金」制度により、経済的な支援を継続してまいります。

また、いじめや対人関係など、学校生活への不安や悩みを持つ児童・生徒や保護者向けに大洗町教育センターでの教育相談体制の充実を図ってまいります。

そして、あらゆる世代が学びを通じて輝くことができるよう、生涯学習の推進についても力を入れてまいります。

文化財の保存活用につきましては、昨年に国史跡として指定された磯浜古墳群の歴史的価値に着目し、関係シンポジウムや幕末と明治の博物館における企画展を開催するなど、町民の郷土への知識・関心と誇りを醸成してまいります。また、保存活用計画の策定を進めるとともに、観光資源としての有効活用を見据え、誘導看板の設置や、公園化に向けた公有地化事業を進めてまいります。加えて、幕末と明治の博物館においては、地元の特産品である「はまぐり」を利用した作品の展覧会や常設展の展示替えを定期的に行い、更なる入館者増に努めてまいります。

併せて、公民館講座や自主グループの支援を通して、幅広い世代と町民ニーズに対応した体験・

学習機会の提供に努めてまいりますとともに、「大洗音楽祭」や「コンサート事業」などの自主文化事業開催を通じ、町民が多様な芸術文化に触れる機会を創出するなど、芸術文化の振興にも力を入れてまいります。

プロスポーツ団体をはじめとする各種スポーツ団体との連携やサンビーチ・マイルレースをはじめとするスポーツ大会のグレードアップの推進、スポーツ少年団や体育協会加盟団体等への継続的な支援など、更なるスポーツの振興にも努めてまいります。

五つ目の基本方針は「儲かる地場産業のまち」であります。

私は現地現場主義を徹底し、地場産業の担い手と役場の職員がそれぞれの役割分担のもと、共に額に汗を流していくことが地場産業の振興に不可欠なものであると考えております。積極的な人の交流や情報交換のもとに行われる適時適切かつスピーディーな支援を図るとともに、私自らトップセールスを行うことで、大洗ブランドの販売促進や町としてのシティプロモーションの強化を進めるなど、役場の情報発信体制の充実化にも力を入れてまいります。

現在の町長公室を「秘書広報課」に改組し、町行政や住民の暮らしに関わるわかりやすい広報や観光や地場産品等の町外者の方向けの効果的なPRを一元的かつ戦略的に実施してまいります。

また、地場産品の販売促進には、ふるさと納税制度とタイアップした取り組みが効果的です。見せ方や販売方法等のブラッシュアップに向けて地場産業の担い手とともに知恵を出し合い、共に額に汗を流しながら進めてまいります。

こうした一連の取り組みを加速するため、地域おこし協力隊制度を活用して、経験・やる気のあふれる専門的人材を採用し、効果的なホームページの運用やSNSの活用を図るとともに、ふるさと納税の返礼品としてふさわしい地場産品の掘り起こし等も進めてまいります。

次に、それぞれの産業の振興についてでございます。

商工業の振興については、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊する町内事業者や町民生活への支援策として、プレミアム付き商品券発行事業を行い、地域経済の回復や活性化に努めます。また、商工会と連携し、町内企業の経営改善や金融の円滑化を図るほか、がんばる商店街事業補助金事業を行うなどして商店街の活性化に努めてまいります。

水産業の振興については、令和2年度に完成した大洗町漁業協同組合の活魚蓄養施設において、新鮮な活魚の一般販売（市の開催）支援や水産加工品の品質向上・ブランド化を推進し、生産性の向上・競争力の強化に努めてまいりますとともに、栽培・資源管理型漁業を推進するための稚魚・稚貝の放流のほか、試験的に行っているカキ養殖事業についても、実現に向け引き続き支援してまいります。また、収益向上のための漁船設備導入や老朽化した施設・設備の更新に対し一部補助を行うことにより、漁業経営の安定化を図るとともに担い手育成や操業体制の維持に努めます。

農業の振興については、令和3年度産米の需要に応じた生産を推進するため、飼料用米などの新規需要米の作付けに対する助成や魅力ある農業の実現に向けて、新規就農者や担い手農家への支援等を引き続き実施してまいります。

また、「日の出米」に代表される農産物のブランド化を進め、地産地消と併せて販売促進にも努

めます。さらに、農村地域の賑わいづくりのために、涸沼の景観と夕日を生かした「夕日の郷松川」のPRを支援してまいります。

基盤整備については、農道整備や農業用水供給の安定化のほか、向谷原地区の水田をはじめとした土地改良事業に取り組むとともに、農村地域における多面的機能の維持・保全を図り、農地中間管理機構を活用することで農地の集積・集約化と担い手の利用を支援し、農業経営の効率化を進めてまいります。

次に、原子力の研究開発の推進についてであります。

日本原子力研究開発機構が有する高温工学試験研究炉「HTTR」は、昨年6月に原子力規制委員会が原子炉設置変更許可をし、現在、同機構において早期再稼働に向けた取り組みを最優先で進めているところです。「HTTR」は自己制御性に優れ、固有の安全性を有するのみならず、その過程において次世代エネルギーとして期待される水素を製造することができるなど、我が国にとっても大変重要な施設であります。

町としては最大限安全管理に向けた取り組みを徹底し、地元への理解促進に向け、成果の見える地域振興策を推進するよう強く要望しながら、再稼働への動きを後押ししてまいります。

さらに、青森県六ヶ所村や岡山県鏡野町、茨城県東海村と立ち上げた「原子力研究開発推進自治体協議会」において、同様の施設が立地する自治体に共通する課題解決に向けて、関係省庁等への要望体制を協力して強めてまいります。

施策の展開には、財源が必要なことはもとより、職員が能力を発揮できる環境と民間の力を活用する体制づくりを進め、役場が住民から信頼される「役」に立つ「場」所となることを目指していくことが必要不可欠です。

財源確保のため、ふるさと納税制度の活用による増収に向けた取り組みに全力を挙げていくほか、新たに企業版ふるさと納税制度を活用し、厚みを増した寄附を募っていきたいと考えております。また、町民会館と総合運動公園に新たにネーミングライツ制度を導入し、財源確保に努めるとともに、町のイメージアップにもつなげてまいります。

このように、財政状況が非常に厳しい中でも、あらゆる角度から歳入確保の努力を続け、施策に必要な財源を確保してまいります。一方で、利用頻度の低い施設や効果の薄い事業については、廃止を含めた不断の見直しを計画的に行ってまいります。

特に、大洗町健康福祉センター『ゆっくら健康館』につきましては、開館当初に比べて入館者数が減少するとともに、老朽化に伴って管理費が増加しており、抜本的な運営の見直しが必要な状況にあります。

令和2年度より庁内に「ゆっくら健康館運営検討会」を設置して協議を進めるとともに、議会の「ゆっくら健康館運営調査特別委員会」と連携し、運営を圧迫している要因を明確化することで、抜本的な解決策に向けて検討してまいりました。

令和3年度につきましては、指定管理者制度の導入により、民間専門事業者の経営感覚を取り入れた運営の大幅な見直しを行い、事業の効率化と魅力的なサービスの提供を図ってまいります。その

上で更なる問題点の分析を行い、将来的にベストな在り方について検討を重ねてまいりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

さらに機能する役場組織へと進化させるため、職員のやる気を喚起し、能力向上と意識改革を進めていきます。その一環として、今年1月から内閣府に1名、4月からは国土交通省に1名を派遣する予定となっております。国の政策立案に携わることで、高度な政策立案能力と国や全国の自治体職員とのつながりを築き上げ、将来の町行政の飛躍につながっていくものと期待しており、今後も計画的な派遣を企図してまいります。

一方で、新たに「町行政実務研修員に係る民間企業等公募」を実施し、民間企業の職員が業務に携わる仕組みを導入したほか、地域おこし協力隊を2名から5名に増員するなど、民間経験者を行政実務に携わらせることで、職員の民間感覚を醸成させ、意識改革につなげてまいります。さらには、リーガルチェッカーとして弁護士を非常勤特別職として配置し、役場の法務能力の底上げも図ってまいります。

社会情勢は目まぐるしく変化し、まちづくりや地域の課題も、それぞれの地域や個人により多様化し、行政のみでは解決できない課題も増加の一途をたどっております。必要な情報は適時公開するとともに、多様性を尊重し、地域の皆さんと共に考え、NPO法人等地域の団体や民間企業との連携を強化するなど、産官民連携を強化し、地域やまちづくりの課題解決に取り組んでいく「協働のまちづくり」を進めてまいります。

一方、水戸市を中心とした県央9市町村で連携中枢都市圏形成に向けて準備を進めていることから、観光や地域医療、福祉等の分野で各市町村との連携を強化し、当町の産業の発展と住民福祉の向上につなげていきたいと考えております。

次に、これらの施策の実施に向けた令和3年度当初予算についてであります。

一般会計と特別会計を合わせた総額は、135億4,282万円、前年度比2.3%の減となります。内訳として、一般会計83億6,600万円、前年度比2.4%の減、国民健康保険特別会計17億1,544万6,000円、前年度比4.4%の減、後期高齢者医療特別会計2億3,155万2,000円、前年度比1.9%の減、介護保険特別会計18億944万2,000円、前年度比1.1%の増、公共下水道事業特別会計5億3,765万1,000円、前年度比2.3%の減、地方卸売市場事業特別会計704万1,000円、前年度比28.8%の増、公園墓地事業特別会計1,755万9,000円、前年度比0.6%の減、東茨城郡内町村および一部事務組合公平委員会特別会計840万4,000円、前年度比0.4%の増、水道事業会計8億4,972万5,000円、前年度比5.3%の減となっております。

一般会計の歳入については、柱となる町税において、コロナ禍による景気低迷並びに固定資産評価替えの影響により、個人および法人町民税のほか、固定資産税や入湯税の減収を見込み、24億6,139万1,000円、前年度比7%の減を計上しています。

地方交付税については、今年度の交付実績額と令和3年度の町税の減収見込み額を勘案して、1億690万5,000円増の11億7,500万円、前年度比10%増を計上しています。

なお、臨時財政対策債と合わせた実質的な普通交付税は、2億1,740万円増の13億8,440万円となっ

ております。

繰入金については、福祉基金のほか財政調整基金、減債基金からも一部繰り入れを予定し、総額で4億1,410万2,000円、前年度比7.9%減を計上いたしました。

町債については、臨時財政対策債3億5,420万円を含め総額で6億7,070万円、前年度比35.6%の減を計上しております。

以上、私が令和3年度の町政運営にかける想いと主要な取り組みについて述べさせていただきました。

昨年9月23日に町長として初登庁以来、長年持ち続けてきた理想の実現に向けて、嵐のように迫りくる課題と日々格闘し続け、初めての予算編成となりました。

現時点で私が大洗町の将来に必要なと思う事業については、できる限り予算化させていただいたつもりですが、令和3年度上半期中に完成する新たな総合計画において見据える大洗の将来にとって必要な事業については、来年度以降の予算に反映することとなります。

今週3月11日で東日本大震災からちょうど10年になります。震災からの復興事業は、ようやく完成を見るところですが、新たな脅威、新型コロナウイルス感染症対策に全力で傾注していかなければなりません。議会をはじめ町民の皆様の英知と力を結集することで、私の掲げる理念「幸せ無限大・不幸ゼロ」の町を築き上げていきたいと思っております。

最後に、町民の皆様並びに議員各位のご支援とご協力を心よりお願い申し上げまして、令和3年度の施政方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（小沼正男君） 以上で、令和3年度施政方針に関する説明及び一般会計予算、特別会計予算の説明は終わりました。

質疑につきましては、3月10日の本会議にて質疑を行います。

ここで暫時休憩いたします。10時40分開会を予定しております。

(午前10時30分)

---

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

---

### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第6、議案第11号 行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

[町長 國井 豊君 登壇]

○町長（國井 豊君） 議案第11号 行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、行政手続における利便性を図るため、押印の廃止を行うことに伴い、町の関係条例を一括して改正するものであります。

改正内容といたしましては、大洗町公告式条例および大洗町固定資産評価審査委員会条例について、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第11号の説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第11号 行政手続等の押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号 行政手続等の押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第12号 大洗町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第12号 大洗町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

5ページをご覧ください。

本案につきましては、本年4月1日からの組織機構の見直しに伴い、名称変更を行うものであります。

改正の内容といたしましては、「町長公室」を「秘書広報課」に改め、広報の窓口として情報発信力を強化し、大洗町を積極的にPRする姿勢を組織名称に反映させるものであります。

以上、議案第12号の説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の

上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第12号 大洗町課設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号 大洗町課設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第13号 大洗町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第13号 大洗町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

7ページをご覧ください。

本案につきましては、近年、多様化・複雑化する住民ニーズにより行政需要が拡大・高度化しており、従前のような顧問弁護士という形態だけではなく、職員にとってより身近な法律相談先の需要の高まりに対応するため、弁護士を配置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定する専門員の給与額を上限に報酬を設定するものであります。

以上、議案第13号の説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第13号 大洗町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ないですか。坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 新しい項目が追加されたということに理解できますけども、専門の弁護士さんを雇うということなんだろうとは思いますが、日額という形で出ている委員さん、または専門員さん、このほかにということも書いてありますけども、これはどのような出勤体制を考え

られて、このような20万2,400円という上限を設けられて運営されるのか、そこについて簡単な答弁で結構ですからご説明をいただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

現在、弁護士さんのほうの勤務体制につきましては、週1回3時間程度の勤務体制で調整しております。条例案にございますとおり20万2,400円以内で一応報酬のほうを調整しております。

他市町村のリーガルチェッカーの勤務体制としましてもですね、週1回3時間程度というのが一般的なところがございますので、当町といたしましてもこのような勤務体制で考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。といいますと、週1回ということは4週ないし5週ありますけども、週1回で約20万ぐらいの報酬という形でお支払いするかどうか、この1点をちょっと再度確認したいんですが。できればその時の日額がどういうふうに計算されているのかお願いします。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

日額幾らというようなことでは試算はしておりません。月額、今のところ12万程度、前後です。調整させていただいているというところで、あまり時給等に換算するものがですね弁護士さん等の相談にとってはですね、あまり適切ではないのかなと、それは月額です。12万程度で調整させていただいているというところがございますので、ご理解いただきたいと思います。宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。この問題につきましては、確かにいろんな形で法律顧問がいないと、いろんなことで問題があるということ。

一つだけ最後をお願いをしたいのはですね、町のほうとして町民が相談業務をさせていただく。しかし、そこではなかなか結論まで言わないというのが町の人たちの取り方なんですね。というのは、それ当たり前なんです。仕事でやられている弁護士さんが、その場で仕事に入っているかどうか、相談業務なんで、このあたりの町民の皆さんたちとの誤解のないような話、これだけはちゃんと進めていかれたほうがいいのかなと思います。以上で終わります。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） このリーガルチェッカーとしての弁護士を配置するということですが、企業としては非常に重要な人材だと思うんですね。特にこれからは外国との関係なんか企業にとっては非常に重要な課題になっているということでは、その契約関係なんかにおいては非常にそういう方、専門的な知識を持った方が求められるということだと思うんですが、大洗町でこれまでの顧問弁護士ではなくて、このリーガルチェッカーというこういう目的を持ってですねやることに

ついて、これまで何かその顧問弁護士だけでは十分ではないという考えでこういう提起されたのか、まず伺います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、従来、今まではですね顧問弁護士のほうが町のほうにはいまして、顧問弁護士のほうに法的な相談のほうを、ファクス等で事前予約しながらですね弁護士の事務所に職員が赴いて調整とかご意見を伺っていたというのが現実の今までの在り方でしたが、もうちょっとスピーディーに法律的な、法的解釈等をですね判断したほうがいい案件も昨今増えてきてまいりますので、1週間に1回ですね、現実的には総務課のほうに在籍していると思うんですけども、身近に職員がですね法的な相談をですねできるような体制をつくって、住民もしくは企業等とのですね法的な問題について迅速に解決できるような体制を新たに築いたということでございますので宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） このリーガルチェッカーというこの役割ですけどね、特に契約関係に強い、こういう仕組みといますかね、そういう弁護士というふうに私は理解してるんですよ。ですから、企業にとっては非常に重要ですよ、契約が本当に、問題ないかどうかという。それだけ厳しい面が求められる弁護士であるというふうには思うんですが、大洗町で特にこれからですね、そういう場面が出てくるというようなことがあるのかどうか、町長の考え方として、ホテルの誘致など、アメリカ資本のホテルの誘致などが提起されましたけども、そういうものとの関わりといますかね、そういうことがこれから出てくるのかどうか、その点についてちょっと説明してください。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

施政方針にもございましたとおり、今後様々な町のほうで施策が展開されていくなかでですね、議員ご指摘のように、ひょっとしたら国際的な契約等もありますでしょうし、これまで大洗町が契約したことがない企業様との契約等というような場面も想定されるなかでですね、そういうものとは一点ありますけども、あとは日々の行政の問題として、税の課税の問題ですとか、町民とのいろいろな意見等の調整ですとか、そういうものに関して身近に迅速に対応できるような体制ということを用意にしてのリーガルチェッカーの配置でございますのでご理解をいただきたいと思います。宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） 菊地議員、3回目です。菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今3回目ね。先ほどね町長の方針の中で、このリーガルチェッカーのことで説明されましたけども、これから役場の法務能力の底上げを図っていくというふうに示されております。これはだから弁護士のみならず、役場職員の法務に関するこの能力、これをこの弁護士と契約することによって、それとの関わりで職員の能力を上げるというふうに捉えていいのかどうか伺います。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） そのことのみで、このことのみで法務のいわゆるグループというか、法務知識のかさ上げを図るということじゃなくて、その一端、いわゆる弁護士さんと日々こうしてふれ合うことによって、また、いろいろなやり取りをすることによってかさ上げが図られると、結果としてそうなるということでもあります。ですから、そのほかにもいろんなこれを契機として、当然にして法務能力というのは高めていかなければなりませんし、また、条例の策定の際に、かつて私は菊地議員と同期でありますから平成3年の時にこんな話がありました。介護保険法ができて、各、あの頃3,000自治体ありましたから、その3,000の自治体で条例を作りなさいと国からそういう通達が来て、「〇〇条例」と、もういわゆる「〇〇」と国から書いてあるやつを、そのまんま〇〇って議会の全員協議会で説明に出したっていう町村があると聞いたことがありますけども、そうならないように自ら考えて、いろんな理念、私も生意気を今語らしてもらいましたけども、こういうその理念というのがまず大事で、大洗町どうあるべきかって、条例って必ずそういうスタートの理念っていうのは必ず必要ですから、そういうものもしっかりどう取り入れていくべきかと、そういう相談にも応ずるものもありますし、また、今、議員ご指摘のように当然契約ということもありますけども、先ほど総務課長がお答えいたしましたように、日々の中でいろんなことがあろうかと思えます。この間、全協の中で議長からご指摘のあった例えば町有地の一部を占有している人がいれば、そのことに対してこれまでだったらただそこへ訪問してお話をするだけでしたけど、それで解決できなければ、これからはしっかり法的手続を取らなければなりません。それをこれまででしたら顧問弁護士に相談して、時間を取って、例えば今日相談かけると、もう来週来てくれと、職員が行く手間もありますし、何もありませんから、そうではなくて、1週間に1回来る、来週何曜日に来る、何日に来るということがみんな共有できれば、それに向かっていろんな書類作りもできるし、当然契約書もそうですし、日々のいろいろなトラブルとかそういうものも含めて、総体的に私は行政はしっかり、これまでもそうでしたけども、これからはより以上に、先ほどの防災対策と同じように、危機管理体制ということをしかりと構築をしていかなければならない、そんな思いからのリーガルチェッカーの採用でありますので、是非ご理解をいただきたいと思えます。

それから一つ申し上げたいのは、なかなかこの担い手っていうのがいないんですよ。10万ちょっとで来てもらうっていうのはなかなかいない。こちら側の苦勞話になってしまいますけども、なかなかその来てくれる方、今、弁護士さんも非常に人数は多いとはいえ、固定化してこういう形で低廉な価格で来るっていう方がいらっしやらないんで、やっと見つけたところでありまして、是非若い弁護士でありますので、議会でもご活用いただければというふうに思っております。どうぞ宜しくご理解のほどお願いします。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号 大洗町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第13号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第14号および議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第14号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第14号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例および議案第15号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の2件につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案2件につきましては、新型コロナウイルス感染症を定義する法令の位置づけが変更されたことに伴い、引用法令の整理を行うものでございます。

9ページをご覧ください。

議案第14号につきましては、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者の搬送を行った場合などに対して支払う特殊勤務手当の引用法令について所要の改正を行うものであります。

次に、11ページをご覧ください。

議案第15号につきましても新型コロナウイルス感染症が原因で労務に就くことができない被保険者に対して支払う傷病手当の引用法令について所要の改正を行うものであります。

以上、議案第14号および15号の議案2件について説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

はじめに、議案第14号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ないですか。坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ちょっと確認事項としてお尋ねしたいんですが、提案理由の下のところを読みますと、新型インフルエンザ等々と特措法のこと書いてあります。ここに追加という形になるんですが、定義として今回のコロナとインフルエンザというのは、いわゆるレベルとしては同じような扱いとして条例化するんでしょうか。それとも違う扱いになるんでしょうか。ここの1点だけお尋ねをしたいんですが。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

今回の条例改正の趣旨といいますか、新型コロナウイルス感染が疑われる住民の搬送に携わった消防職員に対して、現在、特殊勤務手当というふうなものを支給しておりますが、その支給の根拠となります法令がですね、今回の、先般ですね新型インフルエンザ等特別措置法の一部を改正する法律によりまして当該手当の支給に係る根拠法令が、新旧対照表をご覧になっていただければわかると思うんですけども、議案第14条でいえば新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令からですね、提案理由にありましたとおり位置づけが変わったというのは、新型コロナウイルスが今度は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に新型コロナウイルスが規定されたことにより、この特殊勤務手当の支給する根拠法令が変わったというのが今回の条例改正でございますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第14号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第15号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この中でですね対象者は被用者というふうになってます。給与を受けている方ではありますが、これですとですね事業主は対象にはなってくるのか、ならないのか、この辺をまず伺いますし、傷病手当金を支給するその傷病手当金はどこから出るのか、まず伺います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、議員の質問にお答えしたいと思います。

こちらの傷病手当金に該当する方、給与としてもらっているものがコロナウイルスによって減ってしまったという方ですね、減ってしまった額が昨年1年間分の給与の平均額の3分の2を補助するという形で、3日以上働けなくなってしまった方に支給するというものになっております。

あともう一つは何でしたか。

○12番（菊地昇悦君） 財源。

○住民課長（本城正幸君） 財源のほうなんですけれども、こちらは全額国のほうから支給ということで、町のほうの持ち出しは無い形になっております。以上です。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 働いている方、給与を受けている方が対象ということですけども、実際

には事業主の方も国保に加入しているという場合がありますね、大体働いている人がそうであるならば事業主も大体そうですね。対象としてはコロナ感染で大変苦勞している。場合によっては、事業主が自らの収入をね働く人のほうへ回してというようなこともあり得るということがニュースなどでも伝えられているということで、この事業主の方が対象外というのは、ちょっと不備ではないかというふうに思いますが、この辺についてはどういうふうに考えていますか。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

事業主関係、菊地議員のおっしゃられていることで事業主にしろ、給与をもらっている働いている方にしろ、生活的に困っているということは現状のところでは認識しております。事業主のほうになりますと、事業として減収をしてしまった場合に対する補助金ですか、国のほうからとか、何ですか商工会ですとか労働基準局ですとか経由して、いろいろと事業としての収入が減ってしまったことに対する補填という形で補助金のほうが出ておまして、今回のこちらの国保のほうは給与限定ということで考えさせていただいてございますので、ご理解を宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この収入が減少したかどうかじゃないんですね。けがとか病気になった場合に、その傷病手当金を出すという、そういう中身ですよね。ですから、働いている人が病気、あるいはけがをすることもあり得るし、事業主の方も同じように病気やけがをすることもあり得ますよね。同じ国保に加入してて、片方は適用、片方は適用外というのは、不備ではないかと、平等に扱うべきではないかというふうには思うんですが、ただ、国のこの法律に基づいてはそういうふうにはなっていないということからして、例えば事業主の方がね同じような状況になった時には、見舞金を出すとか、あるいは行政としてその辺をカバーするような条例に見直すとか、そういうことも必要ではないかと思うんですね。ですから、そのことともう一つは、やっぱり平等ではないんですね、県や国に対しては、やはりこの辺は見直しを求めていくということを私はそう思うんですけども、その辺については考えてはなかったですか。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） そうですね、制度条例、今回、事業主の方、大変なってしまうというところ、うちのほうでの制度的にいくと、事業としての収入が減ってしまった方については国保税の減免ないしの手続というのは取らせてはいただけるんですけども、今回こちらのほうまでのところではちょっと議員がおっしゃられたように、やはり苦しいところというののカバーというのがなかなか手が回らないというところがございます。まあ今後の含みましては、そちらのほうも、菊地議員のおっしゃられるところも参考にさせていただきながら、できるだけ手は広げる形で負担がないような形を進めていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第15号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第16号 大洗町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第16号 大洗町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

13ページをご覧ください。

本案につきましては、本町の将来的な人口構成を見据え、本事業の長期的な継続を目指し、敬老祝金の金額を見直すことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第16号の説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第16号 大洗町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について質疑を行います。菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今、提案理由されましたが、その中に人口構成というのが新たに加わったというふうに受け止めますが、この継続を目指すための見直しということではありますが、今後この支給総額がどのようなふうに変化していくのか、その見直し、見直しなどどうなっていくのか伺います。

また、減額された部分は、どのような政策に使われているのか、これは町民の方からそういうふうに伺われましたので、その点もお答えください。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

今後の人口構成ということでございますけれども、現在です大洗町の年齢構成ですと、高齢者1人を支える現役世代、15歳から64歳でございますけれども、今1人の高齢者を支えるのが1.57人でございます。ただ、これが団塊ジュニア世代が高齢者に移行する15年後には、高齢者1人を1.05人が支える構図となりまして、以後、支える側が1人に満たない、0.7人とか、そういった形に陥ると想定

をされております。近い将来ですね、こういった支える側の人口が少なくなってくることが想定されておりますので、今の段階からこちらの今回提案させていただいております祝金のほうの減額をさせていただくということで、太く短くではなくて、細く長くこの事業を継続させるということで、事業の方法を転換するという考えで提案させていただいております。

この減額したことによります改定後のお祝い金の金額なんですけれども、ざっと計算いたしておりますが、今年度ですと約130万の減額となっております。来年度になりますと170万、令和5年度になりますと約200万近くの減額にはなるんですけれども、改定した後の支給金額については今年度が185万円、来年度が220万円、令和5年度が265万円と、やはり支給金額は増えてまいる、そういったふうに推計が出てございます。

それから、この減額したお金をどのように使うのか、どちらのほうに回すのかということですが、こちら財源が町の一般財源となっております。確かに高齢者の福祉に関して使われることには、私福祉課長の立場としては使っていただきたいと思うんですけれども、今このコロナ禍において経済的な打撃を受けておられる分野もありますので、それは総合的な判断で使い道としては判断していただけるものと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 細く長く事業を続けるためということでありますけれども、この提案するに当たってですね、これ以外にね、この敬老祝金の在り方については何か検討されたことが、内容がありましたらお聞きしたいと思います。

もう一点は、敬老会ですけれども、これは今後どのようにされるのか、その2点を伺います。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 今回のこの祝金の減額以外にどういったことを検討したのかというご質問でございますけれども、近隣の市町村の事業内容なども参考にさせていただいております。ただ、近隣ですと金品の贈呈ではなくて、お祝い品、タオルケットであったり毛布とかひざ掛けであったりとか、そういった物を贈呈する、そういった市町村もございます。ただ、そういったことをいろいろ考えましたが、やはり必要な方とらないっていう方も多分いらっしゃると思うので、やはり高齢者の皆さんにとって一番使いやすいもの、一番欲しいものを買っていただけるんじゃないかなということで、やはりお祝い金という形で残そうと、その辺は考えております。

それから次ですね、敬老会をこれからどうしていくのかということですが、以前も広報紙にも若干載せさせていただきました。敬老会のほうへ参加していただける皆さんというのがなかなか増えない。その割には、やはり費用がかかってしまってちょっと対費用効果的にどうなんだろうねっていう話で広報紙のほうにも載せさせていただいたところです。ただ、去年はコロナということもあったんですけれども、敬老会を中止させていただいたところですが、やはりやらないのかな、ちょっと寂しいねっていう声も聞こえてまいりましたので、新年度については社会福祉協議会とちょっと話を詰めまして、10月の頭に社会福祉協議会の主催でやっております福祉まつり、健康福祉まつりというのがあるんですけれども、そこをちょっとタイアップして何らかの形で敬老

会という形をできないかとか、そういったことをちょっと検討してまいりたいと思っております。  
以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論通告がありましたので、これを許可します。12番 菊地昇悦君。

〔12番 菊地昇悦君 登壇〕

○12番（菊地昇悦君） 日本共産党の菊地です。議案第16号大洗町敬老祝金支給条例の改正条例案について意見を述べます。

提案された内容は、これまでの支給額を2分の1、そして3分の2、減額するものであります。

町民の方に今回の提案について意見を伺いました。高齢者が増えているから仕方ないんじゃないかという声もありました。一方、この祝金は、特別高額ではないけれども、町からの気持ちということであれしいものだ。しかし、2分の1も3分の2も急に減らされるのでは気持ちが感じられなくなってしまうという方や、祝金というけれども、うれしくない気分になったとありました。注目したのは、減らした分を他の高齢者への祝金として使ったらいいんじゃないかという意見でありました。私はこの意見を伺って大変いいことだなと思いました。

高齢者が5歳、年を重ねるということは大変なことであります。例えば88歳から99歳までの10年かかりますが、その中間地点で5,000円を支給する、この減額されたなかで5,000円を支給するという在り方ですね。これは減額したものをほかの高齢者の方に回せることになって、高齢期を共に喜べることにつながるのではないかと。町長が変わって減らされてしまったという受け止めよりも、より多くの高齢者が共に祝うという、こういう町の気持ちこそ必要だったのではないかと、検討されることを期待して反対の意見といたします。

○議長（小沼正男君） 以上で討論を終わります。

本案については起立採決により行います。

お諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小沼正男君） 起立多数であります。よって、議案第16号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第17号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第17号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

15ページをご覧ください。

本案につきましては、令和3年度から令和5年度までの保険料を改定するほか、新たな給付措置を新設することに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、第1号被保険者が負担する介護保険料を定めるとともに、新たに紙おむつ購入費を給付するものであります。

以上、議案第17号の説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第17号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きます。議案第18号 大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第18号 大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

20ページをご覧ください。

本案につきましては、受益者負担の適正化の観点から、ごみ処理袋等の料金を改定するため、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容としましては、ごみ処理袋、ごみ処理券および粗大ごみ処理券などの価格を改定するものであります。

以上、議案第18号の説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の

上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第18号 大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号 大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第19号 大洗町営公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第19号 大洗町営公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

23ページをご覧ください。

本案につきましては、町営公園墓地の区画墓地の利用を促進するため、使用許可の要件を緩和することに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、「現に埋蔵するべき焼骨を有している」という許可要件について緩和するものであります。

以上、議案第19号の説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第19号 大洗町営公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第19号 大洗町営公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第19号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第20号 大洗町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第20号 大洗町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

25ページをご覧ください。

本案につきましては、大洗町健康福祉センターにおいて、喫緊の運営体制の改善が求められる状態であるとの判断から、民間の知見を活用し健康増進施設としての機能充実と維持管理費の抑制を図るため、令和3年度から指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、指定管理者による管理対象に健康増進施設を加えるほか、指定管理に関する関係条項を整理するものであります。また、健康増進施設に係る使用料については、指定管理者の収入として収受する利用料金制度とするものであります。

以上、議案第20号の説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第20号 大洗町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ないですか。和田淳也君。

○9番（和田淳也君） これ、指定管理に移って、現況これ赤字が多い施設であるということですが、どのぐらいの赤字解消が見込まれるのか、全協である程度の数は示していただいておりますけれども、この部分ですすね、また本会議のなかでどの程度の赤字解消になるのかというのをちょっとお尋ねしたいなと思います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ゆっくら健康館の運営につきましては、議会サイドでもゆっくら健康館の調査特別委員会という形で組織をしていただいて、いろいろな角度からご検討をいただきましてありがとうございます。

ここ何年かやはり状況を見てましても、入館者数はどんどん減少傾向と。なおかつそれに反しまして施設の維持管理にかかる経費はどんどんお金がかかるような状況になってございます。以前で

ありまら部品交換で済んだものが、やはりオーバーホールであったり、もうユニットごと交換をしなければいけないというような状況になっておまして、これはやはり何年か放置をしておけばかなりの金額ということで、今と比較しても赤字幅が増えていくというところが、やはり避けられない状況のなかで、どのような形で対応していくのがよろしいかというところ、これまでも今までの管理体制のなかでもいろいろな定例の会議なども持っておりますので、そういったところでもいろいろ協議はしてまいったところではありますけれども、なかなか既存の運営体制のなかでは新しいこれをやりたいとか、ここをこう改善をしていったほうがいいのではないかみたいな前向きな意見が、どうして出てこないようなところもございましたので、これは抜本的な改革が必要であるというのは何年か前から健康増進課サイドでもわかっていたところではございます。

今回、指定管理者制度を導入するのに当たりましては、過去3カ年程度の収入と支出の状況を見まして、そこで差し引いた時に、今後も維持管理で健康増進課の予算に残る部分もございますので、そういったところも加味したなかで、大体现状と同じぐらいの運営費のなかであれば、こういった形でできるのかなというところの協議をしていったのがベースでございます。なので、金額的なもので申し上げますと、ものすごく極端にそこが減少するというところではないかとは思いますが、いろいろご提案をいただくなかで、やはり今までの体制のなかではちょっと出てこなかったのかなというような改善策であったりとか、あと、施設を軸にして町の中での施設の在り方的なものをちょっといろいろご提案をいただいているところもございまして、そういったところに期待をしまして指定管理者制度への移行ということをご承認いただければなというふうに考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） ありがとうございます。運営に関してはね、これ民間の手法を導入すると。これ、非常にいいことだろうとは思いますが。ただ、今、課長がおっしゃるとおりに、今後、施設が老朽化して、全然ものすごく修繕にお金がかかるとか、それはもう見えてるわけですよね。その辺のところはどういうふうに対処していくのか、むしろ指定管理よりも抜本的に、例えば極論です、極論ですけども、あそこを廃止しちゃって違うところに新しい施設を造ったほうが赤字幅が、より少なくなる。ほぼほぼ1年に1億5,000万ぐらいの赤字があるということでございますのでね、10年やってるともう15億ですよ。このぐらいお金あったらね、いろんなことができちゃうんじゃないかと思うんですね。指定管理していただいて、運営でいくらか良くなったとしても、どうですか、その設備に対するお金まで回るのかどうかという疑問が残るわけです。それであれば、指定管理はこの際いいにしても、もっと抜本的なね解決策を考えておいたほうがよろしいんじゃないでしょうかと思います。これはね、私からの要望として、以上で終わります。

○議長（小沼正男君） ほかに。坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 質問としてですね、少し先日、プレゼンテーションを聞かせていただきまして、その内容も含めてなんですが、特別委員会としてこれからもう少し突っ込んだ議論をしなければならない、その矢先ではありますけれども、基本的に運営費そのものがですねそんなに変化がな

い、内容が充実すればそれはそれにこしたことはない。といいますのは、この施設そのものの目的でありますけども、本来である住民の健康増進であります。そこでですねお尋ねしたいのは、今回指定管理者をされる業者、業者というのかNPOなんだろうが、そちらがですね、そちらにあわせて条例変更になっていますけども、その守備範囲というのがどのように変わっていくのか。今ある健康増進課の皆さんたちがやられている仕事のなか、プレゼンテーションのなかで一部組み込まれているような話がありました。それは事務という経営のなかでの健康を維持するためのいわゆる住民サービス向上なんだろうと思うんですが、ここについて、どこの敷地、例えば簡単にいうと、面積的にですねどこどこを指定管理者にして、本来の業務である健康増進課がどこの部分を管理するのか、ここの二重管理が多分出てくるんだろうと思うんです。このあたりがまだ私たちのほうでは十二分にまだ理解できていないところがありますので、お示しをいただきたいなど。宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

これまでもゆっくり健康館の中で2階を利用する方、こちらは基本的に、もうお体が健康の方が、よりご自身の健康に気をつけていろいろトレーニングをされたり、プールに通われたりというようなケースがまずあるかと思えます。それ以外に健康増進課で所管をしている事業のなかで、やはり健康づくり事業というような形で、特に今後高齢になっていかれる中高年の方に特に着目をさせていただいて、そういった方の健康づくりの運動であったり、また、そういう指導というものが今後はますます比重は高まっていくのかなというふうに考えております。そういったところに関しまして、定期的に通われている方ではない方がある程度プログラムなどをお考えいただいたなかで、そこに来ていただいているいろいろな取り組みをしていただくということで、ご自身の健康ばかりではなくて、また、そこでのいろいろなお友達同士のふれ合いなども出てくる、できてくるのかなというように思えますので、やはり施設の1階と2階ということではなくてですね、そこをつなぐような役割をしていただければ非常に健康増進課としては有り難いのかなというふうに考えております。

管理としましては、基本的には今のところ、スポーツ部門であったりとか温泉部門を主に引き継いでいただくような形にはなろうかとは思いますが、そうではなくて、町の町民の方の全体のそういう健康増進の施設という形に、あの施設が機能していくのが一番よろしいのかなというふうには考えております。

ただ、やはりどうしても老朽化していく部分もございますので、今回のちょっとお話を伺ったなかには、かなり専門的な目で施設の維持管理を見ていただけるというお話もちょっと伺っておりますので、今後の打ち合わせのなかでそういったものもいろいろなところで、お金を今までにかけてきた形ではないいろいろな形での前向きなご提案などもいただけるのかなと思います。そういったところをちょっといろいろ我々も今後勉強していかなければならないところではあるんですけども、今まで以上に、より健康増進の施設という形であの施設を使っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。非常に難しいところは、皆さんたち公の職種としての事業と、そしてまた、指定管理者として、共に町の健康増進を図るという上では、目的は一緒であったとしても、方法論は多分違うところはたくさんあるんだろうと思うんです。そこをどのようにリンクさせていくか、この運営上のやはり一番の課題なのかなという感じを受けておりました。

また、さらにですね、先ほど和田議員のほうから1億5,000万の赤字ということがありましたが、現実的に1万5,000人がですね、1万人の健康増進が図れば、これ全部持ち出しても、極論から言えば、いいわけですよ。考え方をどうするかと。前にも私、委員会で申し上げたと思うんですが、結局、健康増進がちゃんと図られてそれが機能していれば、ある一定の金額でもそれはやぶさかではありませんか。しかし、そうじゃない一部の人たちが使われて、なかなか行かない方もいらっしゃる。そういう偏った運営のなかではどうかなということを指摘させていただいたこともありまして、抜本的に見直しをもうしなきゃいけないと、3年ぐらい前から私はずっと委員会の中でも言っておりました。今回、町長が変わって新しくこういう形になります。しかし、私は一つご忠告ではないんですが、やはり1年やってみて、果たしてこの契約が多分5年なんでしょう。でも、5年の中で、5年間じゃあ我慢しなきゃならないのか、途中でどうなのかと、こういった話も必ず出るやもしれません。出ないことを祈っております。こういったことも含めてですね、契約内容の中にどのような見直し項目が入って、どこまで見直しを可能にできるかという、そのあたりはもう一つお尋ねをしたいと思いますので。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 坂本議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

契約のお話でございますけれども、基本的には5年というような形ではありますけれども、先ほどもちよっとお話が出てましたように、今回、指定管理者制度を導入をすることで、あの施設の課題が全てクリアになるというふうには当然考えてございません。今後も引き続き庁舎のなかの検討委員会でありますとか、また、議会側の特別委員会のほうでも、そこはいろいろな角度からのご意見を出していただいて、慎重にそこは検討させていただく、そういう必要性があると考えております。

そういったなかで、現状その赤字幅を少しでもまずは抑えつつ、今後の指定管理者制度ということで併せて考えていくというところではございますけれども、事業を引き受けていただく事業者様のほうからも、基本的に年度ごとの見直しは可能ということで伺っておりますので、ある程度今後の話の進み具合によって、先ほどの和田議員からのお話ではないですけれども、施設を閉めるような、例えば極論ですけれども、判断に至った場合には、そういったところはその5年という縛りではなく、年度年度の判断で可能ということで伺っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 坂本議員。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。いわゆる負の遺産にならないような形で今回指定管理者になると。大洗町の明日を楽しみにしておりますし、なおかつ、今回町長はいろいろな形で新しいものを幾つも導入しました。その中の一つでもあります。これはやはり町民も非常に耳を

傾け、また、目を、鋭い視線があるかもしれません。それをプラスになるような運営になりますことをお願いをして終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第20号 大洗町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第20号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第21号ないし議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第21号 大洗町地区集会所の指定管理者の指定について、議案第22号 大洗町農業会館の指定管理者の指定について、議案第23号 大洗町松川交流拠点の指定管理者の指定について、議案第24号 大洗町勘十堀係船場の指定管理者の指定について、議案第25号 大洗町健康福祉センター（健康増進施設）の指定管理者の指定について、議案第26号 健康福祉センター（福祉施設）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第21号 大洗町地区集会所の指定管理者の指定について、議案第22号 大洗町農業会館の指定管理者の指定について、議案第23号 大洗町松川交流拠点施設の指定管理者の指定について、議案第24号 大洗町勘十堀係船場の指定管理者の指定について、議案第25号 大洗町健康福祉センター（健康増進施設）の指定管理者の指定について、議案第26号 大洗町健康福祉センター（福祉施設）の指定管理者の指定についての6件につきまして、一括して提案理由をご説明いたします。

本案6件につきましては、現在、指定管理者により管理運営を行っている大洗町地区集会所、大洗町農業会館、大洗町松川交流拠点施設、大洗町勘十堀係船場、大洗町健康福祉センター（福祉施設）について、引き続き指定管理者による管理運営を行わせるため、また、新たに大洗町健康福祉センター（健康増進施設）について指定管理者制度を導入するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

28ページをご覧ください。

議案第21号の大洗町地区集会所につきましては、地区内住民の利用が主であることから、施設および地域の状況を熟知している各集会所管理運営委員会を、引き続き指定管理者とするものであり

ます。

次に、30ページをご覧ください。

議案第22号の大洗町農業会館につきましては、町農業の振興発展を促進する中核的な施設であることから、農業生産力の増進などを目的とした水戸農業協同組合を、引き続き指定管理者とするものであります。

次に、31ページをご覧ください。

議案第23号 大洗町松川交流拠点施設につきましては、都市と農村の交流機会を創出するとともに、地域間交流を深めることにより地域の活性化を図るという目的を鑑み、地元松川住民で構成される大洗町夕日の郷松川管理運営協議会を、引き続き指定管理者とするものであります。

次に、32ページをご覧ください。

議案第24号の大洗町勘十堀係船場につきましては、内水面漁業の振興発展に資する施設および緊急時の漁船の避難施設でもあることから、大湊沼漁業協同組合を引き続き指定管理者とするものであります。

次に、33ページをご覧ください。

議案第25号の大洗町健康福祉センター（健康増進施設）につきましては、民間の知見を活用し健康増進施設としての機能充実と維持管理費の抑制を図るため、新たに特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会を指定管理者とするものであります。

次に、34ページをご覧ください。

議案第26号の大洗町健康福祉センター（福祉施設）につきましては、福祉活動の拠点となる施設であり、一定の組織力および地域福祉のニーズに応えられる能力が必要であることから、町福祉行政の一翼を担う社会福祉協議会を、引き続き指定管理者とするものであります。

なお、指定管理者の指定期間は、6施設とも本年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

以上、議案第21号から議案第26号の議案6件につきまして提案理由をご説明いたしました。詳細につきましては議案書をご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第21号 大洗町地区集会所の指定管理者の指定について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第21号 大洗町地区集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第22号 大洗町農業会館の指定管理者の指定について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第22号 大洗町農業会館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第23号 大洗町松川交流拠点施設の指定管理者の指定について質疑を行います。飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） これ、指定管理ということですから、中の経営状態、ここまでは町は介入できないと思いますけれども、聞いている範囲で構わないんですけれども、今現状のその経営状態というところをどのように見ているかお尋ねをします。

○議長（小沼正男君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） それでは、飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。

夕日の郷松川のですね経営状況ということでございますが、昨年につきましてはですね、委託料に対して70万ぐらいの赤字ということで進んでおります。本年につきましてはですね、コロナ禍でありますし、緊急事態宣言の下、営業、キャンプバーベキューについてですね休止をしているということもございまして、今現在キャンプバーベキューについては昨年の半分ぐらいの程度で動いているという状況でございます。

なおですね、直売所のほうの運営につきましてはですね、自主事業ということで、とりあえず、なかの費用で賄えているという状況でございます。

○議長（小沼正男君） 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） これ、初年度から指定管理ということで始まりました。あの頃、私も本会議の中でお話させていただいた記憶があるんですけども、最初から指定管理はちょっと厳しいんじゃないかと、最初は委託から始まって、そのある程度の流れができてから指定管理に移すべきなんじゃないですかという提案をさせていただいたんですが、指定管理で初年度から始まりました。今、経営状態を聞いても、なかなか厳しいところがあるのかなと。私心配するのは、その地域の皆さんの負担というところなんですね。負担と御苦労というところなんですけれども、その辺のところを考えると、今回指定管理ということで出てますけれども、それはそれでいいんですが、例えば委託ということで一旦やるとかどうですかねというような相談、こういったものはあったのかどうかお尋ねします。

○議長（小沼正男君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） 飯田議員のですね再度のご質問にお答えしたいと思います。

最初スタートする時は委託料無しでのスタートでありました。ここ近年につきましてはですね、中身の見直しをしてですね、電気、光熱費等ですね、それからセンター長の人件費等については、町のほうで委託費を設けてですね、それで委託しているという、指定管理でありながら委託料を支払っての委託という形で進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） そうですよ、そういった形でやられているということで。私、今キャンプ場の話もありましたけれども、大洗キャンプ場、そしてサンビーチキャンプ場、共に非常に売り上げが高いと。コロナ禍ということではありましたが、サンビーチキャンプ場なんかは前年を上回ってるんですよ、あれだけ休んでいたにもかかわらず。そういったところからいくと、その取り組みの仕方によっては、キャンプ、もちろん夕日の郷松川のキャンプ場、いい環境にありますから、もっともっと大きく伸びていけるのかなというふうに思います。

そこで、キャンプ場に対して、そのキャンプの管理者というか、人件費ですか、委託料を出しますけれども、ここを一体となって指定管理で出してキャンプ場の取り組みをしっかりとやっていただくことによって、もっと売り上げを伸ばす。今回、売り上げは下がっているということではありますけれども、もうちょっと専門的なキャンプ場運営の勉強をしていただいて売り上げを伸ばしていただいて、そしてキャンプ場プラスどちらもこの指定管理ということを出して、自分たちでもっと収益を上げてもらうと、それが指定管理の本当のいい形であると思うんですね。そこにすぐ行き着けるのかということ、なかなか難しいかもしれませんが、町内にはそういったキャンプ場がほかにあるわけですから、そういったところともっと連携をしながら経営をしていくと、そして地域の皆さんにもアドバイスをしながら、最終的にはその指定管理を受けている地域の皆さんが潤うという言い方はおかしいかもしれませんが、そういう形になっていくのが望ましいあの施設の形だろうということをお話をさせていただきました。課長、何かあればお願いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） 飯田議員のですねご質問に再度またお答えをしたいと思います。

今、ほかのキャンプ場は売り上げを伸ばしているという状況があるということでお話がありました。本来ですね、開場してお客さんをどんどん入れれば、そういう事態にもなれたのかなというふうに思っておりますが、どうしても東京圏と、首都圏の方が多い状況がございまして、なかなか受け付けするのも地元の高齢者がですね事務にあたっているという状況もありまして、ちょっと動かしたくないなというお話もありましてですね、動けなかったというのが事実でございます。

今後はですね、そういうことも含めて、いろんなそういう状況を、他のキャンプ場とよく情報交換してですね、新たに勉強しながら進めてまいればというふうに考えております。宜しくお願いたします。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第23号 大洗町松川交流拠点施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第24号 大洗町勘十堀係船場の指定管理者の指定について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第24号 大洗町勘十堀係船場の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第25号 大洗町健康福祉センター（健康増進施設）の指定管理者の指定について質疑を行います。坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 先ほども条例変更の中で、条例じゃないか、質問させていただきました。先日、説明をいただいてから私も少しだけちょっと調べさせていただいたんですが、どういう業者なのかということも含めてですね、そういう内容云々は別なんですけど、実績という形で一覧をいただきました。今やってる、いわゆる指定管理者としてやってる場所も確認をさせていただきました。しかし、それだけではなくですね、やはり指定管理者ってある一定の流れで変わっていったり、リニューアルして別な指定管理者がそこを受け取ったりということもあるように聞いておりますし、今までどのようなその会社、NPO法人であったのか、どこを管理して、また、どこを管理から外された、またはそのほかに移行した、いろんな言い方があると思いますが、結果として今、先日いただいた一覧が実績なんですけども、どのような背景だったかと、その辺りまでの詳しい資料というのは今お手元におありでしょうか。そして説明ができれば説明をいただきたい。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

このNPO法人の日本スポーツ振興協会様ですけれども、大分県内でもいろいろな実績があるということで、その実績の一覧というかそういったものは皆様にお配りをさせていただいたところがございます。やはり温泉施設だけではなくて、スポーツ施設、また、生涯学習センターなど、幅広い形での行政との関わりをお持ちということで、そういったところを今の体制のなかで、やはりこ

ういった業者さんをお願いをできれば対応改善としてはプラスになっていくのかなというところでの期待を込めてというところでの業者を選定させていただいたところではございます。

伺っているなかでは、県の東町のスポーツセンターというか体育館が、現在、水戸市になられていますので、そここのところに関しては県の段階で指定管理を受けていたけれども、今はそこは外れてはいるということで伺ってます。ただ、それ以外の施設につきましては、どの段階から指定管理をされて、どの段階でほかの業者が変わったかというところまでの、ちょっと情動的な把握は、手元のほうには資料としては持ち合わせはしておりません。以上です。

○議長（小沼正男君） 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 実はですね、そういうその変遷というものがやはり大切になる。そこまで、ここで説明していただければ、なおかつ私たちも十二分に理解ができると、そういうことになるんだろうと思うんです。比較的見てますと、住所を見ますとつくば市になっておりますけども、近隣ではあまりやられてない。少し離れたところが多いということを見ますと、やはり法人としての大きさというんでしょうか、ここにやはりいろいろな問題も、問題というよりは意見があるのかなという感じはいたしておりました。そういう背景から、1億を超えるいわゆる委託料、指定管理者とはいえ委託料になりますから、十二分なですね仕事の内容をどこまで詰めて、どこまでどういふことの住民サービスの向上が図れるか、実はまだまだ私たち見えてないところがいっぱいあります。多分課長自体もそここのところはまだ、4月にならないと具体的なものは出せないかもしれませんが、この議決を得た上で、もう少し年間の行動フロー、オペレーションについて、詳しいオペレーション内容を一覧にさせていただきたいなという感じを受けております。そういう流れで、できるかできないかというよりも、是非そういう流れを作っていただきたい。そして、先ほど私が質問しましたように、二重構造というか二重管理にならないような形で、共に歩んでいけるNPO法人としての位置づけというものを確立していただきたいと。何かあれば、質問はこれで終わりますけども、宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 坂本議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

経営面で二重にならないようにということで、そこを十分注意をしてみたいと思います。

やはり我々も今後どういう形でこの事業所様があの施設運営していただくかというところ、今後細かなところをいろいろ調整をさせていただいて進めていかなければいけないと考えております。そういったなかで今お話にもありましたように、一覧表といいますか、何かやはり目に見えるような形でのフロー的なものをちょっとまとめていただきまして、そういったなかで随時管内の打ち合わせなどを通じまして、その部分を確認しながら進めてまいりたいと考えておりますので、宜しくお願いいたします。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。。

お諮りいたします。議案第25号 大洗町健康福祉センター（健康増進施設）の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第25号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第26号 大洗町健康福祉センター（福祉施設）の指定管理者の指定について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。。

お諮りいたします。議案第26号 大洗町健康福祉センター（福祉施設）の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第26号は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩したいと思います。会議再開は1時でお願いいたします。

（午後0時02分）

---

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

---

#### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第7、議案第27号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第27号につきまして提案理由を申し上げます。

一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億6,211万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ110億4,965万3,000円とするものであります。また、繰越明許費を地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定をするとともに、既定の地方債を変更するものであります。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費につきましては、年度内完了が困難となる見通しとなった18事業について、翌年度に予算を繰り越して使用できるよう措置するものであります。

総務費の防災行政無線放送施設更新事業につきましては、戸別受信機の配布及び屋外アンテナ設置作業等に時間を要することから、7,535万円を繰り越すものでございます。

第6次総合計画策定事業につきましては、計画策定のため、審議会等で十分議論していく必要があることから、484万6,000円を繰り越すものでございます。

番号制度施行に伴うシステム改修事業につきましては、システム改修内容の仕様の公開が遅れる見込みから、642万4,000円を繰り越すものでございます。

民生費の地域福祉計画策定事業および障害福祉計画策定事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大によりアンケート調査等が遅れたため、合わせて583万円を繰り越すものでございます。

健康福祉センターボイラー更新事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ボイラー建造に遅延が見込まれるため、610万4,000円を繰り越すものでございます。

衛生費の健康増進計画・食育計画策定事業につきましては、第6次大洗町総合計画の策定が翌年度となることと整合性を図って策定するため、273万9,000円を繰り越すものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、先の議案、専決処分および今回の補正予算に追加計上しておりますが、本格的なワクチン接種が4月以降となることから、9,895万6,000円を繰り越すものでございます。

農林水産業費の産地パワーアップ事業につきましては、補助申請がある機械について納品が翌年度となることから、161万5,000円繰り越すものでございます。

商工費の新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金事業につきましては、翌年度も継続して県と町が協調した中小企業支援をするため、912万5,000円を繰り越すものでございます。

土木費の町道整備事業につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているほか、今回の補正予算に追加計上しております国の補正予算配分に基づく増額分につきましても、着工が翌年度となるため、総額8,103万8,000円を繰り越すものでございます。

都市再生整備計画事業効果分析事業につきましては、都市再生整備計画事業完了後に効果分析事業を実施するため、476万3,000円を繰り越すものでございます。

防災子ども安全まちづくり事業につきましては、測量設計において時間を要しているため、4,000万円を繰り越すものでございます。

防災集団移転促進事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により住民説明会等の遅れにより、330万円を繰り越すものでございます。

都市公園施設改修事業につきましては、今回の補正予算に追加計上しております国の補正予算配分に基づくもので、着工が翌年度となるため、1億2,436万6,000円を繰り越すものでございます。

都市計画道路若見屋平戸線整備事業につきましては、地権者との交渉により、家屋移転が翌年度となることから、2,148万4,000円を繰り越すものでございます。

教育費の学校教育活動継続支援事業につきましては、今回の補正予算に追加計上しているところ

ですが、備品等の納品が翌年度となる見込みのため、400万円を繰り越すものでございます。

G I G Aスクール整備事業につきましては、端末の設定作業の完了など翌年度となることから、1,066万4,000円を繰り越すものでございます。

次に、5ページへお進みください。

第3表地方債補正につきましてご説明いたします。

道路整備事業債および都市公園施設改修事業債につきましては、国の補正予算に係る事業の財源といたしまして増額するものでございます。

消防自動車整備事業債および学校施設整備事業債につきましては、充当事業費の確定により、それぞれ借入限度額を減額変更するものでございます。

減収補填債につきましては、地方消費税交付金などが収入見込み額を下回る見込みであることから、その差額分が財源充当されたため追加補正するものでございます。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。

12ページをお開きください。

全般的なことといたしまして、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減が主な要因であります。

また、総務費をはじめ、給料と職員手当等の人件費につきましては、人事異動等による最終調整によるものでありますので、以下、職員等の人件費確定等による補正につきましては省略してご説明申し上げます。また、単なる財源振替や事業費の一般的な確定減等につきましても政策的余地がないことから説明を省かせていただきます。

13ページ中段をご覧ください。

地域づくり総務費の国際交流員関係経費につきましては、12月補正で追加計上しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、来日が困難となったため、報酬や旅費等の関係経費合わせて180万2,000円を減額するものでございます。

負担金、補助及び交付金の循環バス運行事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、循環バスの運賃収入が減少となったため、協定書に基づき減少分の210万円を補助するため追加計上するものでございます。

14ページ上段をご覧ください。

路線バス運行対策費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、路線バス事業者の経営が厳しい状況にあることから、茨城県と協調補助を行うため、76万円を追加計上するものでございます。

民間宅地開発事業補助金につきましては、大貫町前原下地区における宅地開発事業に係る公共施設の整備に対しまして補助金を交付するため、369万9,000円を追加計上するものでございます。

続いて民生費の障害者福祉費につきましては、障害児給付費および自立支援給付費の実績見込みにより、合わせて1,706万4,000円を追加計上するものでございます。

国民健康保険繰出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の

減収が見込まれるため、繰出金1,998万3,000円を追加計上するものでございます。

介護保険事業費につきましては、介護保険制度が改正され、低所得者への保険料軽減が強化されたことにより、不足する保険料収入を補填するため、介護保険特別会計繰出金1,187万8,000円を増額するものであります。

15ページ上段をご覧ください。

児童福祉総務費の民間学童保育事業費補助金につきましては、実績見込みにより、372万5,000円を追加計上するものでございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、民間学童保育施設において実施する新型コロナウイルス感染症拡大対策への補助として100万円を追加計上するものでございます。

児童措置費につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金の実績見込みにより、6,000万円を減額するものでございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、民間保育施設等で実施する新型コロナウイルス感染症拡大対策への補助として440万4,000円を追加計上するものでございます。

児童手当につきましては、支給実績見込みにより、1,171万5,000円を減額するものでございます。

子ども・子育て支援交付金過年度返還金などにつきましては、令和元年度の実績額の確定などにより返還金が生じたことから、償還金、利子および割引料について953万4,000円を追加計上するものでございます。

16ページをお開きください。

上段、衛生費保健衛生総務費の医師確保支援事業補助金につきましては、地域医療体制の充実を図るため、当初の見込みより更に1名を増やしての雇用となったため、360万円を追加計上するものでございます。

予防費につきましては、専決処分および繰越明許費でも説明させていただきましたが、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費合わせまして9,774万9,000円を追加計上するものでございます。

17ページ下段をご覧ください。

商工費商工振興費につきましては、各補助金につきまして、実績見込みによる増減といたしまして、合わせて1,369万4,000円を減額するものでございます。

観光費および18ページの海水浴場事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海水浴事業をはじめ、各種イベント等ができなかったことによる実績見込みにより、合わせまして6,469万円を減額するものでございます。

下段の土木費道路新設改良費をご覧ください。繰越明許費の設定の際にご説明させていただきましたとおり、国の補正予算により、社会資本整備総合交付金事業として、事業費の追加配分が認められた8,000万円と、用地取得の困難による減額分1,163万6,000円を相殺しまして、6,836万4,000円を追加計上するものでございます。

続きまして、19ページの公園費につきましては、先ほどの道路新設改良費と同じく、国の補正予

算による社会資本整備総合交付金事業として、運動公園等施設改修事業が認められたため、委託料および工事請負費を合わせまして1億2,436万6,000円を追加計上するものでございます。

公共下水道費につきましては、公共下水道事業特別会計における決算見込みにより、一般会計からの繰出金742万3,000円を減額するものでございます。

消防費消防施設費につきましては、消防団車輛の更新に係る事業費が確定したため、備品購入費279万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、20ページをお開きください。

教育費の事務局費の需用費および備品購入費につきましては、小・中学校における感染症対策を強化するために必要な保健衛生備品等の購入費用として400万円を追加計上するものでございます。

学校財産管理費につきましては、GIGAスクール整備事業における入札減に伴う実績見込みにより、委託料1,245万2,000円を減額するものでございます。

外国語指導助手配置事業につきましては、JETプログラムにより招致予定であったALTが新型コロナウイルス感染症の影響により、期日までの来日が不可となったため、報酬および共済費合わせまして839万3,000円を減額するものでございます。

小学校給食費および中学校給食費につきましては、今年度補正予算で計上した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小・中学生給食費支援事業を実施したことから、子育て支援給食費補助金および準要保護児童・生徒就学援助費合わせまして782万円を減額するものでございます。

教育振興費につきましては、中学生の学習課程の基礎となる学習指導要領の改訂に伴い、新年度から新たな教師用指導書等が必要になることから、その購入費用679万円を追加計上するものであります。

6ページへお戻り願います。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、増額分として、地方交付税1億1,558万7,000円、国庫支出金として1億6,184万3,000円、繰越金8,872万1,000円、諸収入1,256万5,000円、町債1億2,710万円を追加し、各種補助金、交付金の実績等による減分として、法人事業税交付金518万9,000円、地方消費税交付金319万7,000円、ゴルフ場利用税交付金351万4,000円、使用料及び手数料3,751万3,000円、県支出金231万5,000円、財産収入3,320万円、繰入金2億5,877万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億6,211万円を追加補正するものであります。

以上、議案第27号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第27号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。。

お諮りいたします。議案第27号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第28号ないし議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第28号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第29号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第30号 令和2年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第31号 令和2年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第28号から議案第31号まで一括して提案理由をご説明申し上げます。

一般会計と同じく、特別会計および水道事業会計におきましても、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減が主な要因であります。また、給料と職員手当等の人件費につきましても、一般会計と同様、人事異動等による最終調整によるものであります。

まず、25ページをお開きください。

議案第28号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,133万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,620万5,000円とするものであります。

29ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費の一般管理費につきましては、人件費の最終調整であります。また、制度改正システム改修委託料につきましては、税制改正による基礎控除額引き上げに伴い、所得金額の計算をシステム対応するための委託費77万円を追加計上するものでございます。

保険給付費の一般被保険者療養給付費につきましては、決算見込みにおいて給付費に不足が見込まれるため、1,874万2,000円を追加計上するものでございます。

一般被保険者高額療養費につきましても、決算見込みにおいて不足が見込まれるため、1,238万6,000円を追加計上するものでございます。

次に、30ページをお開きください。

国民健康保険事業費納付金につきましては、歳入の補正に伴い、財源の一部を一般財源から特定財源に振り替えるものでございます。

27ページへお戻りください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしましては、国庫支出金77万円、県支出金3,158万2,000円、繰入金1,998万3,000円を追加し、一方で、国民健康保険税を2,100万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3,133万3,000円を追加補正するものであります。

続きまして33ページをお開き願います。

議案第29号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,960万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,556万8,000円とするものであります。

36ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

介護保険料の第1号被保険者保険料と一般会計繰入金の低所得者保険料軽減繰入金の関係でございしますが、一般会計補正予算の際にもご説明申し上げましたとおり、介護保険制度の改正により、昨年4月から低所得者への保険料軽減率や対象者が拡充されたことにより、保険料収入を987万8,000円減額するとともに、不足する財源を一般会計繰入金で賄うため、繰入金を987万8,000円増額するものでございます。ただし、第1号被保険者保険料につきましては、介護給付費の増額補正に伴う第1号被保険者負担分368万円の増額補正との相殺により、補正予算計上額は619万8,000円の減額となっております。

その他の歳入につきましては、これからご説明いたします歳出を賄う財源となっておりますので、省略をさせていただきます。

38ページをお開き願います。

保険給付費の介護サービス給付費および施設介護サービス給付費につきましては、居宅介護サービス、施設介護サービスの利用増に伴い、合わせて1,600万円を追加計上するものでございます。

基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、令和元年度の繰越金等を財源に2,360万8,000円を基金に積み立て、財源不足時に取り崩して充当するものでございます。

35ページへお戻りください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金608万3,000円、支払基金交付金432万円、県支出金235万円、繰入金1,187万8,000円、繰越金2,117万5,000円を追加し、一方で、保険料を619万8,000円減額し、歳入歳出それぞれ3,960万8,000円を追加補正するものであります。

続きまして39ページをお開き願います。

議案第30号 令和2年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ752万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,273万9,000円と

するものであります。また、繰越明許費を設定するとともに、地方債を変更するものでもあります。

まずは41ページをお開き願います。

第2表繰越明許費公共下水道事業費につきましては、堀割地区の詳細設計において他事業との調整に時間を要したことから、総額で2,252万円を繰り越すものでございます。

また、那珂久慈流域下水道事業建設負担金につきましては、県事業の工事が繰り越しになることに伴い、町の負担金536万9,000円を繰り越すものであります。

第3表地方債補正につきましては、地方債充当事業費の確定により、借入限度額を変更するものであります。

続いて、歳出の主なものについて説明いたします。

44ページをお開き願います。

公共下水道費の給与等 person 費につきましては、人件費の最終調整でございます。

また、県事業への負担金として支出しております流域下水道費の那珂久慈流域下水道建設負担金につきましては、事業費の確定により、負担金51万9,000円を減額するものでございます。

42ページにお戻りください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、繰越金411万円を追加し、繰入金1,153万3,000円、町債10万円を減額し、歳入歳出それぞれ752万3,000円を減額するものであります。

次に、47ページをお開きください。

議案第31号 令和2年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

収益的収入および支出について、支出の水道事業費用の予定額を800万円追加し、補正後の予定額を5億9,977万6,000円とするものであります。

48ページをお開き願います。

補正内容の営業費用の原水および浄水費につきましては、水の安定供給を図るため、県水を増量し配水を行ったことにより、受水費用800万円を追加計上するものでございます。

以上、議案第28号から議案第31号まで一括して提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第28号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第28号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第28号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第29号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決をいたします。議案第29号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第29号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第30号 令和2年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号 令和2年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第30号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第31号 令和2年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第31号 令和2年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第31号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第8、発議第1号 大洗町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とい

たします。

これより提案理由の説明を求めます。4番 伊藤 豊君。

[4番 伊藤 豊君 登壇]

○4番(伊藤 豊君) それでは、発議第1号 大洗町議会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本会議規則の改正につきましては、第2条に議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員としての活動をするに当たって諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、第90条第1項には、全ての行政手続きにおける押印義務を廃止する動きを踏まえ、請願者の利便性向上を図るため、一律に求めている押印義務を見直す改正を行うものであります。

詳細につきましては、お手元の議案書のとおりとなります。

令和3年3月8日

提出者 大洗町議会議員 伊藤 豊。

賛成者 小沼正男、勝村勝一、菊地昇悦、坂本純治、海老沢功泰、和田淳也、今村和章、飯田英樹、柴田佑美子、石山 淳、櫻井重明、以上11名です。

議員各位におかれましては、本議案に対しご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長(小沼正男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第1号 大洗町議会会議規則の一部を改正する規則について質疑を行います。ないですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号 大洗町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎選挙第1号

○議長(小沼正男君) 日程第9、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本広域連合議会議員の選挙につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規則第7条および第8条第1項の規定に基づき、大洗町議会議員より1名を選出いたします。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選として議長が指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、選挙の方法は指名推薦として、議長が指名することに決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に11番坂本純治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名した坂本純治君を当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、指名のとおり決しました。

坂本純治君に対し、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

---

### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（小沼正男君） 日程第10、報告第1号 令和3年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について、説明を求めます。副町長 斉藤久男君。

〔副町長 斉藤久男君 登壇〕

○副町長（斉藤久男君） 報告第1号 令和3年度大洗町土地開発公社事業計画の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元にごございます資料の1ページをお開きいただければと思います。

はじめに、令和3年度の事業計画でございます。

まず、1 土地取得事業でございますけれども、本年度は町の代行買収といたしまして、令和2年度に引き続き、大洗町駅周辺用地の先行取得を予定してございます。

続いて、2 保有土地（公有地取得事業）の処分でございますけれども、土地開発公社が所有しております五反田等の保有地につきまして、引き続き処分を進めてまいります。

3 保有土地の管理並びに付帯する事業につきましては、公社保有地の草刈り等の維持管理を実施してまいります。

2ページをご覧いただきたいと思えます。

令和3年度の資金計画につきましては、前年度決算見込額と本年度の予算額の対比になっております。

また、資金計画の本年度予算額につきましては、4ページからの予算説明書にてご説明させていただきます。

なお、本年度予算額の受入資金および支払資金の総額は、2,405万8,000円となっております。

3ページをご覧いただきます。

令和3年度の会計予算でございます。

収入支出につきましては、4ページからの予算説明書にてご説明させていただきますけれども、第

3条の一時借入金につきましては、資金繰りのための一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

4ページをご覧ください。

収入の部の1. 事業収益につきましては、公有地取得事業収益の科目設定のため1,000円を計上しております。

ほかに、2の事業外収益は、受取利息として2,000円、雑収入としまして1,000円、3. 借入金につきましては1,000円、4. 繰越金として前年度繰越金を2,405万3,000円と見込んでおります。

以上、収入合計は2,405万8,000円でございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

支出の部の1. 事業費の公有地取得費につきましては、土地取得費といたしまして1,227万2,000円、補償費として259万円を計上しております。

2の販売費及び一般管理費は、公社が保有しております土地の維持管理費、振込手数料、法人税等としまして23万5,000円を計上しております。

3の事業外費用でございますが、借入金の利息等として2,000円を計上しております。

4の借入金償還金であります、科目設定のため1,000円を計上しております。

5の予備費でございますが、895万8,000円を計上しております。

以上、支出合計は2,405万8,000円とするものでございます。

なお、新たに用地代行買収事業など、町からの要請、協力依頼によりましては、その補完のために事業計画の変更並びに予算の補正があることを申し添えさせていただきます。

以上、報告第1号 令和3年度大洗町土地開発公社事業計画の報告とさせていただきます。

どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 以上、報告のとおりであります。

---

#### ◎寄附の受入れについて

○議長（小沼正男君） 日程第11、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。

[町長 國井 豊君 登壇]

○町長（國井 豊君） 2件の寄附を受け入れましたので報告をさせていただきます。

昨年12月25日、小美玉市の有限会社原田製作所、代表取締役 原田功一様から、新型コロナウイルス感染症対策として、紫外線殺菌装置を1台ご寄附をいただきました。これは町報等でもご報告させていただいておりますが、現在、救急車で使わせていただいております。

もう一件、令和3年1月7日に匿名の方から有り難い50万円の寄附をいただきました。町政全般に対するご寄附ということで、しっかりと活用していただきたいという、そういう思いのなかでご寄附を受けました。

以上2件ほどいただきましたが、それぞれご寄附いただいた皆さん方の思いを胸に、しっかりと活

用させていただく予定でございますので、どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

○議長（小沼正男君） 以上で寄附の受け入れの報告は終わりました。

---

#### ◎休会の件

○議長（小沼正男君） 日程第12、休会の件についてお諮りいたします。明日9日を議案調査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、明日9日を休会とすることに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月10日午前9時30分から、施政方針並びに新年度予算に対する質疑を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午後1時41分